

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行取扱規則

平成28年4月1日

規則第54号

〔建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則〕を次のように定める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行取扱規則

(趣旨)

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の施行については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語)

第2条 この規則における用語は、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の添付図書)

第3条 省令第3条第1項(省令第9条第1項において準用する場合を含む。)に規定するその他市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 法第30条第1項の規定による認定に係る認定通知書の写し(法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に係る建築物が、法第30条第1項の認定を受けた際に、法第29条第3項に規定する他の建築物として建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されたものである場合に限る。)

(2) その他市長が必要と認める図書

2 省令第3条第3項(省令第9条第1項において準用する場合を含む。)に規定する市長が不要と認める図書は、前項第1号に掲げる図書を提出する場合における省令第3条第1項の表の(イ)項図書の種類の欄に規定する各種計算書とする。

3 第1項各号に掲げる図書の写しを提出する場合は、当該図書の写しの原本を提示しなけ

ればならない。ただし、やむを得ない事由により提示できないときは、この限りでない。

第4条 (削除)

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付)

第4条の2 省令第13条の規定により、省令第5条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書(第1号様式)に省令第3条第1項に規定する図書(当該変更に係る部分に限る。)、当該確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書(市長が当該判定を行った場合には、当該判定に要した図書を除く。)を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により添付する図書に代えて当該図書の写しを提出する場合は、当該図書の写しの原本を提示しなければならない。ただし、やむを得ない事由により提示できないときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合において、当該計画の変更が軽微な変更該当していると認めるときは、軽微変更該当証明書(第1号様式の2)を交付するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付)

第4条の3 前条の規定は、省令第28条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付について準用する。

(消費性能向上計画の認定の申請図書)

第4条の4 省令第20条第1項に規定するその他市長が必要と認める図書は、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める図書とする。

(1) 申請する建築計画のうち、認定対象建築物に非住宅部分を含む場合で、当該非住宅部分に係る次のア又はイに掲げる図書があるとき

ア 省エネ誘導基準非住宅適合証の写し

イ 省エネ表示制度評価書(一次エネルギー消費量算定結果が省エネ誘導基準に適合しているものに限る。)

(2) 申請する建築計画のうち、認定対象建築物に住宅部分を含む場合で、当該住宅部分

に係る次のアからオまでに掲げる図書があるとき

ア 省エネ誘導基準住宅適合証の写し

イ 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(断熱等性能等級が等級5であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級6であるもの(平成28年3月31日以前に存する住宅の部分にあっては等級4であるものを含む。)に限る。)の写し

ウ 省エネ表示制度評価書(建築物全体を評価し、かつ、一次エネルギー消費量算定結果が省エネ誘導基準に適合しているもの(当該建築物が住宅にあっては外皮基準、共同住宅にあっては各住戸が外皮基準においても適合しているものに限る。)に限る。)の写し

エ 住宅型式性能認定書(省エネ誘導基準に適合するものに限る。)の写し

オ 型式住宅部分等製造者認証書(省エネ誘導基準に適合するものに限る。)の写し

(3) 申請対象となる建築物の位置する建築敷地内に既存建築物がある場合 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第22項に規定する検査済証の写し又は市長がこれに代わるものと認める図書(以下「検査済証等」という。)

(4) 法第29条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下「29条認定」という。)の申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合において、当該審査に係る建築の計画が、同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する場合 同条第7項に規定する適合判定通知書の写し

2 前項第4号に規定する書類は、建築基準法第6条第4項に規定する期間(同条第6項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、延長された後の期間)の末日の3日前までに提出しなければならない。

3 第1項各号に掲げる図書の写しを提出する場合は、当該図書の写しの原本を提示しなければならない。ただし、やむを得ない事由により提示できないときは、この限りでない。

第5条 (削除)

(申請の取下げ)

第6条 法第29条第1項又は第31条第1項の規定による認定を申請した者は、当該認定を受

ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下届(第1号様式の3)を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、法第11条第1項及び第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(以下単に「建築物エネルギー消費性能確保計画」という。)の提出若しくは法第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知又は第4条の2若しくは同条を準用する第4条の3の規定による申請をした者が、法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下単に「適合性判定」という。)を受ける前に当該提出若しくは通知又は申請を取り下げようとするときについて準用する。

(認定をしない旨の通知)

第7条 市長は、法第29条第1項又は第31条第1項の規定による認定をしないときは、条認定不認定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(証明をしない旨の通知)

第7条の2 市長は、第4条の2第1項の規定による申請を受けた場合で省令第13条に規定する軽微な変更該当しないとき又は第4条の2を準用する第4条の3の規定による申請を受けた場合で省令第25条に規定する軽微な変更該当しないときは、軽微変更不該当通知書(第2号様式の2)により申請者に通知するものとする。

(申請書等の更正手続)

第8条 認定建築主は、その住所、氏名又は認定に係る建築物の位置等の記載に誤記等があり更正を必要とする場合は、更正届(第3号様式)に、更正に係る図書の写しを添えて市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出若しくは法第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知又は第4条の2若しくは同条を準用する第4条の3の規定による申請をした者が、当該提出若しくは通知又は申請の更正を必要とする場合について準用する。

(建築等の状況に関する報告)

第9条 法第32条に規定する報告は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 29条認定又は31条認定(法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定をいう。以下同じ。)を受けた建築物の工事が完了したとき 速やかに工事完了報告書(第4号様式)を提出
- (2) 29条認定若しくは31条認定を受けた建築物の建築等の状況等について報告を求められたとき又は建築物の一部若しくは全部の名義の変更をしたとき 市長が指定した期日までに建築等報告書(第5号様式)を提出

(認定の取り止め)

第10条 認定建築主等は、認定特定建築物の新築等を取り止めようとするときは、取止届(第6号様式)にそれぞれ次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、市長に申し出なければならない。

- (1) 29条認定を受けたもの 省令別記様式第2による通知書及び省令第3条第1項に規定する申請書の副本
- (2) 31条認定を受けたもの 省令別記様式第4による通知書及び省令第7条に規定する申請書の副本

(改善命令)

第11条 法第33条の規定による改善命令は、改善命令書(第7号様式)を交付することによって行わなければならない。

(認定の取消し)

第12条 法第34条の規定による認定の取消しは、条認定取消通知書(第8号様式)を交付することによって行わなければならない。